

名古屋市公報

平成20年 8月13日号

第771号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目次

告示

- 葵土地区画整理審議会委員選挙の当選人について
 （住都・筒井都市整備事務所）（第329号） 2
- 財政事情及び公営企業の業務状況の公表 （財政・財政課）（第330号） 3
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
 支援に関する法律による医療機関の指定（健福・障害企画課）（第331号） 6
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
 支援に関する法律による指定医療機関の廃止
 （健福・障害企画課）（第332号） 8
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
 支援に関する法律による施術者の廃止（健福・障害企画課）（第333号） 9
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
 支援に関する法律による指定医療機関の辞退
 （健福・障害企画課）（第334号） 10
- 環境影響評価準備書について （環境・地域環境対策課）（第335号） 11
- 名古屋都市計画高度利用地区の変更案の縦覧
 （住都・都市計画課）（第336号） 14
- 名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定案の縦覧
 （住都・都市計画課）（第337号） 15
- 道路位置の指定 （住都・建築審査課）（第338号） 16

公告

- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取公告
 （住都・建築指導課） 17
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
 公告 （市経・地域商業課） 18
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
 公告 （市経・地域商業課） 22
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
 公告 （市経・地域商業課） 25
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
 公告 （市経・地域商業課） 28

名古屋市告示第 329号

葵土地区画整理審議会委員選挙の当選人について

平成20年 8月 3日執行の名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 4項の規定により、次のとおり定めます。

平成20年 8月 4日

名古屋市長 松 原 武 久

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
一 木 宏 次	名古屋市東区葵二丁目 3番38号
宇 野 晃	名古屋市東区葵二丁目 9番18号
加 藤 克 佳	名古屋市東区葵二丁目 4番16号
川 島 悦 雄	名古屋市東区葵二丁目 4番12号
櫻 井 啓 正	名古屋市東区葵三丁目 2番21号
鈴 木 利 男	名古屋市東区葵三丁目17番36号
中 野 幸 夫	名古屋市東区葵三丁目 1番15号

2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
加 納 基 弘	名古屋市東区葵二丁目 8番29号

名古屋市住宅都市局市街地整備部筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 330号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、平成20年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

平成20年 8月 4日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市財政局財政部財政課

財 政 の あ ら ま し

平成19年度下半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
一 般 会 計	999,730	830,383	83.1	816,061	81.6
特 別 会 計	1,486,191	1,134,260	76.3	1,165,316	78.4

(2) 公営企業会計（平成19年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区 分	収 入			支 出		
	予 算 額	決 算 額	執 行 率	予 算 額	決 算 額	執 行 率
病 院 事 業 会 計	25,200	20,839	82.7	26,165	24,749	94.6
水 道 事 業 会 計	53,981	53,470	99.1	53,028	52,040	98.1
工業用水道事業会計	885	906	102.4	875	855	97.7
下 水 道 事 業 会 計	79,398	78,891	99.4	78,834	77,378	98.2
自動車運送事業会計	25,769	26,066	101.2	25,653	23,928	93.3
高速度鉄道事業会計	86,527	86,581	100.1	90,681	87,964	97.0
計	271,760	266,753	98.2	275,236	266,914	97.0

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（平成20年3月31日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

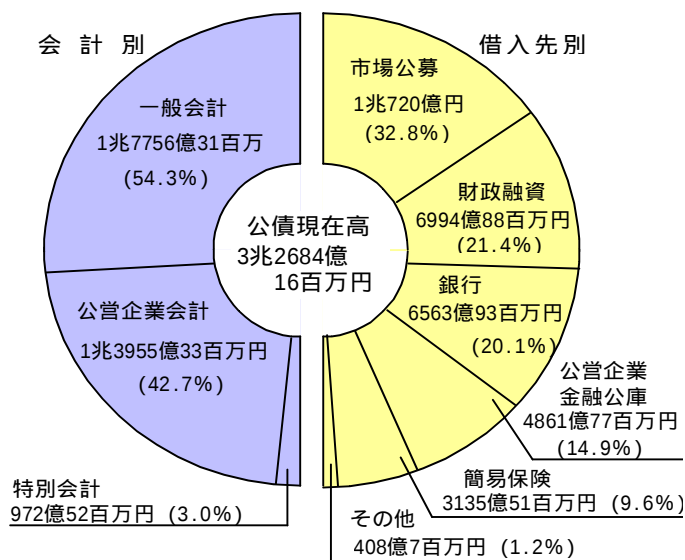
区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	85,491千㎡
建 物	9,920千㎡
そ の 他	出資による権利 219,598百万円等
物 品	8,142点
債 権	221,565百万円
基 金	186,275百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	160,000	32,300
病 院 事 業 会 計	5,000	3,200
水 道 事 業 会 計	1,500	-
工業用水道事業会計	100	-
下 水 道 事 業 会 計	5,000	-
自動車運送事業会計	20,000	7,200
高速度鉄道事業会計	27,000	-

公債の現在高



会計間及び基金の資金運用を含む

平成20年度予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には14会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名	予 算 額	対前年度伸び率
一 般 会 計	983,704	0.5
特 別 会 計	1,171,993	19.3
交 通 災 害 共 済 事 業 会 計	22	73.6
国 民 健 康 保 険 会 計	208,446	2.9
後 期 高 齢 者 医 療 会 計	33,766	皆増
老 人 保 健 会 計	15,843	90.5
介 護 保 険 会 計	120,287	5.1
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 会 計	1,144	27.8
農 業 共 済 事 業 会 計	94	2.4
市 場 及 び と 畜 場 会 計	7,725	4.0
土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金 会 計	409	皆増
市 街 地 再 開 発 事 業 会 計	2,892	17.5
墓 地 公 園 整 備 事 業 会 計	1,229	15.6
基 金 会 計	110,818	2.8
用 地 先 行 取 得 会 計	23,157	15.3
公 債 会 計	646,161	20.1
計	2,155,697	11.3

公営企業会計：企業的色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には6会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名	予 算 額	対前年度伸び率
病 院 事 業 会 計	30,892	2.9
水 道 事 業 会 計	87,937	3.9
工 業 用 水 道 事 業 会 計	10,510	583.9
下 水 道 事 業 会 計	156,534	15.2
自 動 車 運 送 事 業 会 計	31,929	2.2
高 速 度 鉄 道 事 業 会 計	177,122	18.0
計	494,924	10.0

平成20年8月発行 財政のあらまし(財政事情の公表)
 平成19年度下半期財政運営の状況 平成20年度予算の概要
 【問合】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市告示第 331号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項でその例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成20年 8月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
若葉通内科循環器内科	名古屋市北区若葉通 2丁目 4番地	平成20年 4月 1日
森医院	名古屋市中村区鳥居西通 1丁目45番地	平成20年 4月 1日
たまい眼科ほのぼのクリニック	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	平成20年 4月16日
はるかクリニック	名古屋市中区新栄二丁目 2番 1号	平成20年 4月17日
あんどう皮フ科	名古屋市中川区長須賀三丁目 704番地	平成20年 4月 2日
中村医院	名古屋市南区豊田二丁目 5番12号	平成20年 4月10日
おばた産婦人科クリニック	名古屋市天白区荒池二丁目 803番地	平成20年 4月16日
塚本歯科クリニック	名古屋市千種区若水三丁目20番24号	平成20年 4月 1日
川地歯科医院	名古屋市西区庄内通 1丁目47番地の 5	平成20年 4月 1日
たかはし歯科医院	名古屋市中川区小碓通 2丁目39番地	平成20年 4月 1日
戸田ファミリー歯科	名古屋市中川区富田町大字戸田字東下柳瀬38番地の 1	平成20年 4月 1日
みなと歯科口腔外科	名古屋市港区入場一丁目 502番地	平成20年 4月 8日

アイランド薬局古出来店	名古屋市東区古出来一丁目 2番22号	平成20年 4月 1日
いいだまち調剤薬局	名古屋市東区飯田町34番地	平成20年 4月 1日
マルミ薬局中村本町店	名古屋市中村区中村本町 1丁目93番地	平成20年 4月 1日
ねお調剤薬局新栄店	名古屋市中区新栄二丁目 2番 1号	平成20年 4月 8日
こうしま薬局東店	名古屋市熱田区六番二丁目 1番29号	平成20年 4月 1日
こいで調剤薬局港店	名古屋市港区名四町 187番地の 2	平成20年 4月 1日
相談薬局の大津	名古屋市南区北頭町 4丁目50番地	平成20年 4月 1日
トーカイ薬局守山店	名古屋市守山区瀬古東二丁目 338番地	平成20年 4月 1日
にこにこ薬局	名古屋市名東区亀の井二丁目 179番地の 1	平成20年 4月 1日
訪問看護ステーション太陽・千種	名古屋市千種区千種二丁目22番 1号	平成20年 4月15日
名古屋市緑区訪問看護ステーション	名古屋市緑区池上台二丁目 254番地の 1	平成20年 4月 1日
愛ライフ訪問看護ステーション	名古屋市緑区鳴丘二丁目2808番地	平成20年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 332号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定医療機関の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項でその例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成20年 8月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
クスリのイシダ薬局	名古屋市西区山木二丁目18番地	平成20年 4月18日
キョーワ調剤薬局 桜山店	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番 地	平成20年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 333号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による施術者の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項でその例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定を受けた施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成20年 8月 5 日

名古屋市長 松 原 武 久

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 所 名		
坂口 淳也	名古屋市中川区中郷三丁目65番地	平成20年 4月 2日
坂口接骨院		

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 334号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定医療機関の辞退

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項でその例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成20年 8月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人昌学会ま さき歯科	名古屋市中村区乾出町 1丁目 3番地	平成20年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 335 号

環境影響評価準備書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第15条第1項の規定に基づいて、事業者から納屋橋東再開発ビル「納屋橋ルネサンス Towers（仮称）」建設事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出がありました。同条第16条第1項の規定により次のとおり告示するとともに、この準備書及びその内容を要約した書類の写しを公衆の縦覧に供します。

平成20年 8 月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
納屋橋東地区市街地再開発準備組合
代表者 理事長 羽澄公義
名古屋市中区栄一丁目18番1号 ハイッサンライズ 2 - C
- 2 対象事業の名称及び種類
納屋橋東再開発ビル「納屋橋ルネサンス Towers（仮称）」建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市中区栄一丁目 201 番地他 地内
- 4 準備書の提出年月日
平成20年 7 月25日（金）
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
 - イ 各区役所（以下「区役所」という。）
 - ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成20年 8 月 6 日（水）から平成20年 9 月 4 日（木）まで。ただし、地域環境対策課及び区役所においては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにおいては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 区役所

午前 8 時45分から午後 5 時まで

ウ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時まで

6 環境の保全の見地からの意見の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成20年 9 月19日（金）

(2) 提出先

地域環境対策課

(3) 提出方法

次に掲げる事項を記載した書類により行うものとします。

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

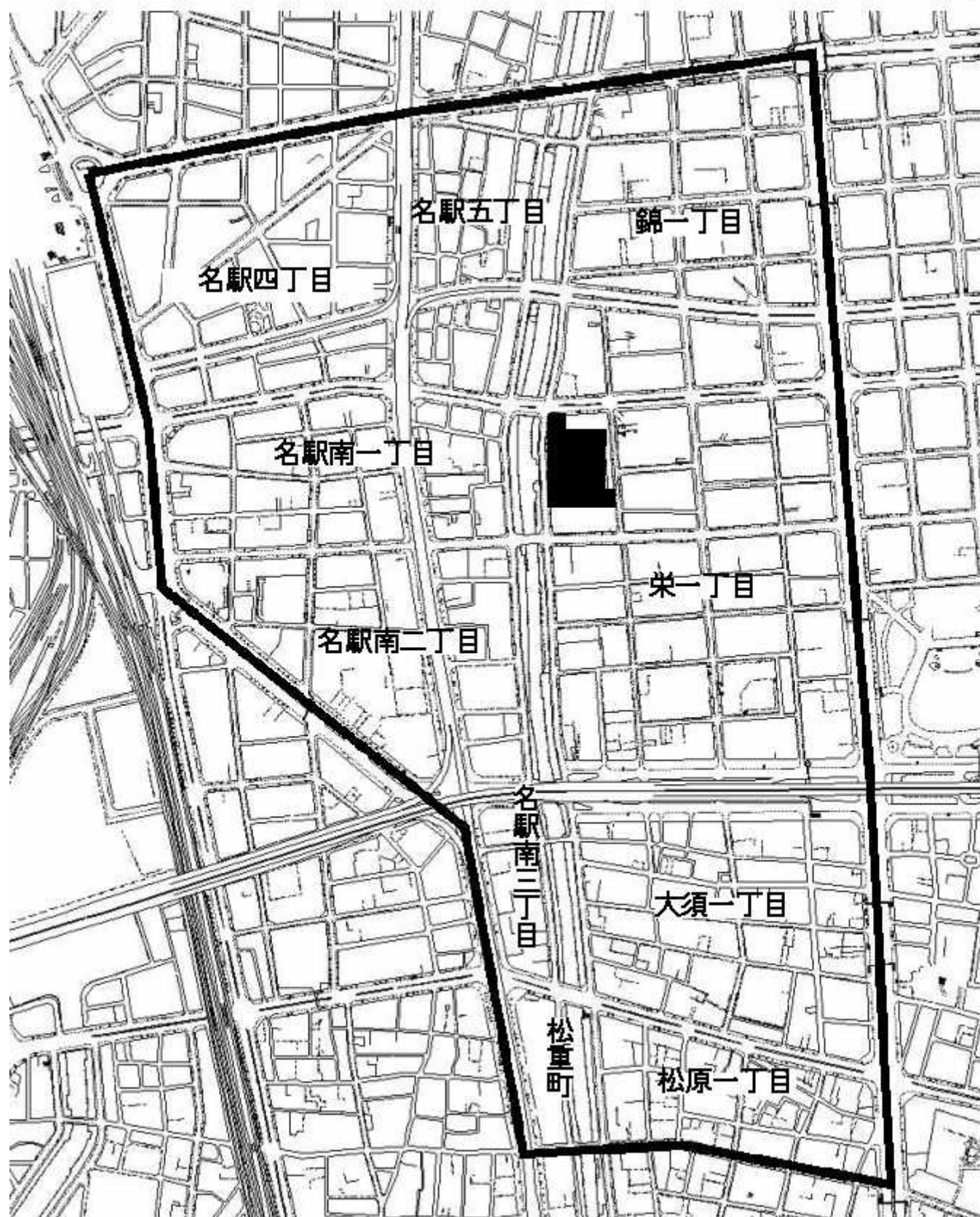
イ 意見の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含めて日本語により記載）

7 関係地域の範囲（別図参照）

区 名	町 名	摘 要	区 名	町 名	摘 要
中村区	松重町	全 部	中 区	大須一丁目	全 部
	名駅四丁目	全 部		栄一丁目	全 部
	名駅五丁目	全 部		錦一丁目	全 部
	名駅南一丁目	一 部		松原一丁目	全 部
	名駅南二丁目	全 部	中川区	松重町	一 部
	名駅南三丁目	一 部			

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



関係地域



事業予定地

名古屋市告示第 336号

名古屋都市計画高度利用地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度利用地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成20年 8月 6日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度利用地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

（1）縦覧期間

平成20年 8月 6日から平成20年 8月20日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

（2）縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

（3）縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 337号

名古屋都市計画第一種市街地再開発事業の決定案の縦覧

名古屋都市計画第一種市街地再開発事業を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成20年 8月 6日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画納屋橋東第一種市街地再開発事業

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市中区栄一丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年 8月 6日から平成20年 8月20日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 338号

道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

平成20年 8月 6日

名古屋市長 松 原 武 久

1 申請者の住所及び氏名

名古屋市緑区大高町字上塩田58番地

岡田金属株式会社 代表取締役 岡田健司

名古屋市緑区大高町字上塩田60番地

株式会社萩原商会 代表取締役 萩原幸次

2 位置

名古屋市緑区大高町字上塩田83番及び64番 2並びに字下塩田84番

3 幅員及び延長

幅員6.00メートル 延長73.731メートル

4 指定年月日及び番号

平成20年 8月 6日 第 4号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

建築基準法に基づく公開による意見の聴取公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のように意見の聴取を行います。

平成20年 8 月 4 日

名古屋市長 松 原 武 久

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

千種区若水三丁目 2 番12号

学校法人 名古屋電気学園 理事長 後藤 淳

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

千種区自由ヶ丘二丁目49番 2、76番、三丁目11番20、36番、千種区徳川山町一丁目 1 番 4、四丁目22番15

2,377.54平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

名 称	愛知工業大学名古屋キャンパス
構 造	鉄骨造（地下 2 階、地上 3 階建）
建 築 面 積	1,423.83平方メートル
延 べ 面 積	4,750.03平方メートル
最高の高さ	15.94メートル

2 日 時

平成20年 8 月29日（金） 午後 2 時

3 場 所

名古屋市千種区自由ヶ丘二丁目15番24号

名古屋市立自由ヶ丘小学校 体育館

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 8月 6日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ守山ショッピングセンター

名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市守山区大字吉根字笹ヶ根 559番 2 外32筆	名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No	変更前			変更後			変 更 年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	グルメドール(株)	代表取締役 出口 典之	千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	(株)イオンイハート	代表取締役 郷田 康憲	変更なし	平成19年 2月21日
2	ジャスコオート(株)	代表取締役 本田 進	千葉県美浜区中瀬二丁目 6 番地	スナップス販売(株)	代表取締役 成岡 富士夫	高知県高知市本町四丁目 1 番16号	平成19年 2月21日

3	(株)コックス	代表取締役 萩原 久示	静岡県浜松市鍛冶町 320番地の23	変更なし	代表取締役 小柳津 進	東京都江東区新大橋 1丁目 8番 1号	平成20年 5月 1日
4	ブックバーン(株)	代表取締役 柿内 宏一	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	(株)未来屋書店	変更なし	変更なし	平成19年 2月21日
5	(株)ほていや	代表取締役 鵜飼 忍	名古屋市東区泉二丁目21番25号	変更なし	代表取締役 鵜飼 千寿子	変更なし	平成19年 2月21日
6	ライトクロス(株)	代表取締役 玉河 純一	東京都江東区森下一丁目 5番 5-201号	—	—	—	平成15年 9月23日
7	(株)チュチュアンナ	代表取締役 上田 利昭	大阪市阿倍野区天王寺町 2丁目 3番 1号	—	—	—	平成20年 2月20日
8	(株)システムジュヨン	代表取締役 石田 勝彦	大阪市北区天神橋 3丁目 7番 9号	—	—	—	平成19年 2月20日
9	(株)織部	代表取締役 奥村 紀八郎	岐阜県多治見市旭ヶ丘10丁目 6番地の66	—	—	—	平成19年 2月21日
10	ミカレディ(株)	代表取締役 龍寶 惟男	東京都中央区銀座一丁目11番 1	—	—	—	平成19年 2月21日
11	(株)鈴丹	代表取締役 伊佐治 博	名古屋市中区栄三丁目15番37号	—	—	—	平成19年 2月20日
12	(株)ポニー	代表取締役 森 喜代量	名古屋市南区道德通二丁目33番地	—	—	—	平成19年 2月21日

13	—	—	—	ファンテン(株)	代表取締役 平田 好宏	京都市中 京区烏丸 通錦小路 角手洗水 678番地	平成20年 3月21日
14	—	—	—	(有)エムズ	代表取締役 稲垣 孝	愛知県春 日井市松 本町 696 番地	平成18年 3月21日
15	—	—	—	(有)ドライ ブ	代表取締役 柳沢 真 吾	名古屋市 守山区吉 根 3丁目 1506番地	平成19年 8月21日
16	—	—	—	(株)ベーカ ーストリ ート	代表取締役 榊原 龍 雄	東京都千 代田区神 田須田町 2丁目19	平成20年 3月21日
17	—	—	—	(株)シカタ	代表取締役 志方 郁 二	京都市山 科区野小 柳38番地 の 3	平成20年 3月21日

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗の所在地については、平成18年11月25日
- (2) 小売業者については、上記2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の所在地については、住居表示実施のため
- (2) № 1の小売業者については、名称及び代表者の変更のため
- (3) № 2の小売業者については、名称、住所及び代表者の変更のため
- (4) № 3の小売業者については、住所および代表者の変更のため
- (5) № 4の小売業者については、名称の変更のため
- (6) № 5の小売業者については、代表者の変更のため
- (7) № 6から№12までの小売業者については、退店のため
- (8) №13から№17までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成20年 7月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年 8月 6日から平成20年12月 8日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成20年12月 8日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 8月 6日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ守山ショッピングセンター

名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

小売業者	変更前	変更後
(株)イオンイハート	午前 9時00分	午前 9時00分（年間10日は午前 8時00分）
スナップス販売(株)		
(株)錦		
(株)コックス		
(株)ブルーグラス		
(株)未来屋書店		
(株)メガスポーツ		
ペットシティ(株)		
(株)おく田		
(株)大谷		
(株)川スミ		
(株)ほていや		
ファンテン(株)		
河田製帽(株)		
(株)ベーカーストリート		
(有)イフ		
(株)キング		

外興(株)		
(株)カレース		
(株)シカタ		
(株)タツミヤ		
(有)エムズ		
関が原醸造(株)		
(有)ドライブ		
(有)メッセ		
(有)リベット		
イオン(株)		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
平面駐車場	午前 8時30分から午後12時00分まで	午前 8時30分から午後12時00分まで（年間10日は午前 7時45分から午後12時00分まで）
屋上駐車場		

3 変更の日

平成20年 8月12日

4 変更しようとする理由

お客様の利便性に対応するため

5 届出の日

平成20年 7月17日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年 8月 6日から平成20年12月 8日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成20年12月 8日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 8月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋港イタリア村

名古屋市港区港町 102番地 外 6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

No	設置者	変更前	変更後	変更年月日
1	名古屋港管理組合	名古屋港管理組合 管理者 名古屋市長 松原 武久	名古屋港管理組合 管理者 愛知県知事 神田 真秋	平成19年 9月 8日
2	名古屋港イタリア村(株)	代表取締役 田中 肇	破産管財人 川瀬 庸爾	平成20年 5月 7日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	

1	セラヴィ リゾート (株)	代表取締役 林 俊二	名古屋市 中区上前 津二丁目 2番22号	—	—	—	平成18年 10月 1日
2	名古屋港 イタリア 村(株)	代表取締役 田中 肇	名古屋市 港区港町 1番15号	変更なし	破産管財 人 川瀬 庸 爾	変更なし	平成20年 5月 7日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) № 1の設置者については、任期満了のため
- (2) № 2の設置者及び№ 2の小売業者については、破産手続開始決定のため
- (3) № 1及の小売業者については、事業譲渡のため

5 届出の日

平成20年 7月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年 8月 7日から平成20年12月 8日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成20年12月 8日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 8月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム名古屋堀田店

名古屋市瑞穂区新開町2401番 1 外 1筆

2 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
南側平面駐車場東半分	午前 8時00分から午後 9時30分まで	午前 8時00分から午前 0時30分まで
南側平面駐車場西半分		変更なし
屋上駐車場		

3 変更の日

平成20年 4月 1日

4 変更しようとする理由

併設施設のお客様の利便性向上のため

5 届出の日

平成20年 7月23日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

瑞穂区役所情報コーナー、熱田区役所情報コーナー及び南区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年 8月 7日から平成20年12月 8日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成20年12月 8日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課